

改正後				改正前			
個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】				個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】			
復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書				(新設)			
(平成 年分)		氏名 _____					
被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	① 平 . .	所得税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 ($(③ \times \frac{10}{100})$ 又は ($⑥ \times \frac{20}{100}$))	⑦		円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②		本年分の事業所得に係る所得税額	⑧		
	同上のうち必要経費に算入される額	③		本年税額基準額 ($⑧ \times \frac{20}{100}$)	⑨		
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の確認を受けた日	④ 平 . .	控除額の計算	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩		
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤		所得税額超過構成額	⑪		
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥		所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫		

改正後	改正前
<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条の 3 第 1 項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は同法第 10 条の 3 の 2 第 1 項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑦」欄は、震災特例法第 10 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける場合には「又は $(⑥ \times \frac{20}{100})$」を消し、震災特例法第 10 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合には「$(③ \times \frac{10}{100})$ 又は」を消します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄の B の金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第 10 条の 3、第 10 条の 3 の 2</p>	<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>(新 設)</p>